

○特に優れた業績による返還免除について

(1) 制度概要

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、特に優れた業績をあげた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度です。学問分野での顕著な成果や発明・発見のほか、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおけるめざましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献等も含めて評価し、学生の学修へのインセンティブ向上を目的としています。

(2) 対象者

- ①平成16年度以降の大学院第一種奨学金採用者で、当該年度中に貸与が終了する者
- ②貸与終了時の在学している課程で特に優れた業績をあげた者（課程修了は要件としません）
- ③返還誓約書を提出済みの者